

令和5年度 丹波市立小中学校 包括施設管理業務委託の 事業化に向けたサウンディング型市場調査実施要領

1 調査の目的

丹波市では、丹波市行政改革アクションプラン及び丹波市公共施設等総合管理計画に基づく施設の維持管理や修繕の効果的な取り組みとして、丹波市立小中学校に係る保守点検業務及び修繕業務等を民間へ包括的に委託し、施設管理の質の向上や業務の効率化を図るため、包括施設管理業務の導入に向けた検討を進めているところです。

ついては、対象とする施設や業務、契約期間等について、事業者の皆様から広く意見や提案を求め、事業者の参入意向や参入しやすい公募条件を把握し、事業実現性の判断材料とするためサウンディング型市場調査を実施します。

2 対象施設・業務

(1) 施設数 丹波市立小中学校：26校

「【別紙1】サウンディング対象施設一覧」のとおりです。

施設の位置は「【別紙2】丹波市立小中学校 位置図」を参考にしてください。

(包括施設管理業務を実施する場合、サウンディングの結果を踏まえたうえで、対象施設は検討していく予定です)

(2) 業務の種類

①保守点検、施設清掃、施設管理等

ア. 業務の種類は「【別紙1】サウンディング対象施設一覧」を参照ください。

イ. 施設清掃は空調やトイレ等の清掃業務で、不定期に実施しています。

過去3年間における対象業務の実績は、95件（年平均32件）約12,200,000円（年平均4,100,000円）です。

ウ. 施設管理は除草及び剪定等の業務で、不定期に行っています。

過去3年間における対象業務の実績は、131件（年平均44件）約12,900,000円（年平均4,300,000円）です。

②修繕

一定の額を上限とした修繕の委託を想定しています。

上限を130万円とした場合、過去3年間における実績額は1,010件（年平均337件）約46,700,000円（年平均15,600,000円）です。

③その他

保守点検、施設清掃、施設管理の仕様書及び主な修繕内容が必要な場合は、**8 担当・連絡先**にご連絡ください。

3 サウンディング内容

- (1) 丹波市での市場性について
- (2) 丹波市で導入する際のメリット・デメリットについて
- (3) 業務の条件等（追加・除外すべき業務等）の要望について
- (4) 対象業務を年度ごとに追加していくことに対する考え方について
- (5) 望ましい契約期間について
- (6) 修繕業務の上限について
- (7) 軽微な修繕の内製化について
- (8) 業務を委託する際の地元事業者の起用に対する考え方について
- (9) 自然災害等の緊急時の対応について
- (10) 包括施設管理業務委託業者の人員体制について
- (11) 独自の追加サービスとして提案可能な業務について
- (12) 丹波市で包括施設管理業務を導入する際に想定される課題とその対応について
- (13) 導入時に想定されるスケジュールについて
- (14) マネジメント経費（手数料）を含んだうえでの事業費の提案
※事務所、駐車場等の家賃については見込まずにご提案ください。
- (15) 他自治体を含めた包括施設管理業務について
- (16) 施設管理のD X活用について

4 サウンディング対象者

- (1) サウンディング対象者

サウンディングに参加することができる者は、本事業の実施主体となり得る法人、団体とします。

原則として、本事業を行うにふさわしい資力、経営力、信用度、技術力及び法的資格を有し、後に実施する事業者公募に応募する意向のある者とします。

なお、複数団体で参加する場合は、主たる役割を担う代表団体を1者選定してください。

- (2) サウンディング対象者の不適格要件

次のいずれかに該当する場合は、サウンディング対象者として認められません。

- ①地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者。
- ②提案書提出時点で、丹波市指名停止基準に基づく指名停止を受けている者。
- ③会社更生法（平成14年法律第154号）及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく更生・再生手続き中の者。
- ④暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又は丹波市暴力団排除条例に該当する者。

5 スケジュール

	内容	日程	提出書類
1	実施要領の公表開始	令和6年2月1日（木）	
2	提案提出に向けての質問	令和6年2月5日（月） ～2月15日（木）	質問書
3	提案書の受付	令和6年3月1日（金） ～3月8日（金）	様式1 提案書
4	サウンディング（個別）の実施 （提案者との対話）	令和6年3月11日（月） ～3月22日（金） （予定）	90分程度を予定しています （状況に応じて延長する場合有） ※ズームによるオンライン 会議は要相談
5	サウンディング結果の公表	令和6年5月中	

※質問書や提案書等を電子メールで提出される場合は、送信後、開庁日の8時30分から17時00分までに財務部資産活用課までお電話をお願いします。

※質問書や提案書等を持参する場合は、開庁日の8時30分から17時00分までに財務部資産活用課までお願いします。

6 スケジュールの詳細

（1）提案提出に向けての質問

提案提出に向けて、質問がある場合は「質問書」をご提出ください（質問書の項目が全て記入されていれば任意様式も可）。

回答については、市ホームページにて掲載する予定です。

①質問書の受付期間

令和6年2月5日（月）～2月15日（木）

②提出方法

ア．質問書を提出される方は、期日までに、電子メール、郵送または持参にてご提出願います。

イ．電子メールで提出される場合は、送信後、開庁日の8時30分から17時00分までに財務部資産活用課までお電話をお願いします。

ウ．持参する場合は、開庁日の8時30分から17時00分までに財務部資産活用課までお願いします。

③提出先

〒669-3692 兵庫県丹波市氷上町成松字甲賀1番地
丹波市財務部資産活用課

メール：shisankatsuyou@city.tamba.lg.jp

※メールの标题を「サウンディング質問書（お名前）」としてください。

電話：0795-82-0029（担当：若狭光正、上田弘樹）

(2) 提案書の受付（6部）

参加を希望される方は、**様式1**「提案書」をご提出ください（提案書の項目が全て記入されていれば任意様式も可）。

提案に係る資料は、A4用紙 10頁以内で提出してください（紙ベースの場合6部）。

また、会社概要（個人事業主の場合は事業概要）が分かる資料をご提出ください（紙ベースの場合6部）。

①提案書の受付期間

令和6年3月1日（金）～3月8日（金）

②提出方法

ア．提案書を提出される方は、期日までに、電子メール、郵送または持参にてご提出願います。

イ．電子メールで提出される場合は、送信後、開庁日の8時30分から17時00分までに財務部資産活用課までお電話をお願いします。

ウ．持参する場合は、開庁日の8時30分から17時00分までに財務部資産活用課までお願いします。

③提出先

〒669-3692 兵庫県丹波市氷上町成松字甲賀1番地

丹波市財務部資産活用課

メール：shisankatsuyou@city.tamba.lg.jp

※メールの標題を「サウンディング提案書（お名前）」としてください。

電話：0795-82-0029（担当：若狭光正、上田弘樹）

(3) サウンディング（個別）の実施

提案書を提出した者と、1者90分を目安に対話を実施します。

（1者、最大3名までです。状況に応じて延長する場合があります。）

①サウンディング（個別）の実施期間

令和6年3月11日（月）～3月22日（金）

※「提案書」提出後、サウンディング（個別）の実施日時・場所を提案者に連絡します。

②その他

サウンディング（個別）の実施の際にプロジェクター等、電源が必要な機材を使用される場合は、事前にご連絡ください。

電源は、丹波市が準備しますが、必要な機材等は提案者で準備ください。

7 留意事項

- (1) サウンディングへの参加に要する費用（書類作成費、交通費等）は、参加者の負担とします。
- (2) 提出された資料は返却できません。
- (3) サウンディングは、参加事業者のアイデア及びノウハウ保護のため個別に行います。
- (4) 対話内容、提出資料を事業立案以外の目的で使用したり、外部に漏らしたりすることはありません。
- (5) サウンディングにあたって知り得た情報を許可なく第三者に伝えることを禁止します。
- (6) サウンディング終了後にアンケート等を実施させていただくことがありますので、ご協力をお願いします。
- (7) 実施結果は、事前に参加事業者へ内容の確認を行った上で丹波市ホームページに公表します。

8 担当・連絡先

〒669-3692 兵庫県丹波市氷上町成松字甲賀1番地
丹波市 財務部資産活用課（担当：若狭光正、上田弘樹）
電 話：0795-82-0029
F A X：0795-82-5448
メール：shisankatsuyou@city.tamba.lg.jp